

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和元年度 和光市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	13	アセトニトリル	1	9	970	13	970	0	0
1	53	エチルベンゼン	10	2	281,920	5	620	0	281,300
1	80	キシレン	10	2	1,242,400	2	2,400	0	1,240,000
1	127	クロロホルム	1	9	3,900	9	3,900	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	9	2,100	10	2,100	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	10	2	821,500	4	1,500	0	820,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	9	6	131,700	7	0	0	131,700
1	300	トルエン	10	2	2,978,400	1	6,400	0	2,972,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	11	1	841,470	3	4,470	0	837,000
1	400	ベンゼン	9	6	162,500	6	0	0	162,500
3	3	イソオクタン	1	9	2,100	10	2,100	0	0
3	35	メタノール	1	9	2,000	12	2,000	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	8	5,480	8	5,480	0	0
合計			—	—	6,476,440	—	31,940	0	6,444,500

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。